

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ問題への基本的な考え方

児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、組織的に早期発見・早期対応・早期解決に取り組む。

- (1) 自己肯定感、自己有用感、思いやりの心を醸成し、いじめを生まない、許さない学校をつくる。
- (2) 被害児童を守り通し、児童のいじめ問題への主体的な取組を促す。
- (3) 教職員の対応力の向上を図り、組織的対応を強化する。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

4 組織の設置

- (1) 学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策委員会を置く。

構成員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員

- (2) 学校は、いじめ対策委員会を月1回程度、定期的開催し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に取り組む。
- (3) 学校は、重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、町教育委員会の指導の下、学校いじめ対策委員会を中心にその事態に対処する。必要に応じて「奥多摩町いじめ問題対策委員会（第三者委員会）を設置する。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ア 学校全体への「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成、いじめを生まない学校づくり
- イ 教育活動全体を通じた人権尊重教育の推進
- ウ 道徳教育を充実させ、思いやりの心、自尊感情・自己肯定感、コミュニケーション能力の育成、命の大切さへの気付き、生きる喜びの向上を図る
- エ 日常の教育活動の充実による自己有用感の体得
- オ 児童が主体的に考え議論する活動を推進し、児童による主体的な取組が行われるように指導・支援を図る
- カ SNSに関する情報モラル教育の推進、保護者への啓発を通じた、インターネットやスマートフォンによるいじめの防止
- キ 児童と教職員の温かな信頼関係の構築
- ク 年3回のいじめに関する研修の実施による、教職員の組織的対応力の向上
- ケ いじめを許さない環境づくりを進め、いじめの早期発見・早期対応・早期解決を実現するための保護者、地域との連携強化

(2) 早期発見

- ア 年3回のアンケート調査、日常的な行動観察による実態把握
- イ スクールカウンセラーによる全員面接、スクールソーシャルワーカーや教育相談室専門員の活用
- ウ いじめ発見後の管理職への報告、学校いじめ対策委員会での情報共有・対応協議

(3) 早期対応

- ア 学校いじめ対策委員会での情報共有、組織的対応の協議、町教育委員会への報告
- イ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保
- ウ いじめを行った児童への毅然とした指導、保護者への連絡、心の安定の促進、成長支援
- エ 関係機関との連携、学校サポートチーム、奥多摩町学校サポート協議会の活用
- オ 必要に応じて双方の保護者への支援や助言、保護者会の開催などによる保護者との情報共有を行う。
- カ いじめ問題への取組に対する学校評価への位置付け

(4) 重大事態への対処

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
- いじめにより児童が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている事態
- ア いじめられた児童の安全確保、教育環境の確保
- イ 町教育委員会の指導の下、事実関係の調査、速やかな報告
- ウ 保護者への必要な情報の提供、必要な情報の公開

(5) いじめの解消

- ア いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上続いていること
- イ 被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと